○国土交通省告示第千二百八十八号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第七条第十七項第二号ホの規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める事項を次のように定めたので告示する。

平成二十五年十二月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　やむを得ない事由が存する場合を除き、特例事業者（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）附則第十一条第十二項に規定する特例事業者（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二十二の二第三項に規定する小規模特例事業者を除く。）をいう。次号及び第三号において同じ。）又は特定適格特例投資家限定事業者（法附則第十一条第十二項に規定する特定適格特例投資家限定事業者をいう。次号及び第三号において同じ。）が事業参加者（不動産特定共同事業法第二条第十二項に規定する事業参加者をいう。次号において同じ。）から事業契約（地方税法施行令（以下「令」という。）附則第七条第十七項に規定する事業契約をいう。次号において同じ。）上の権利及び義務を取得しないこと。

二　前号に規定する場合において事業参加者から事業契約上の権利及び義務を取得したときは、特例事業者又は特定適格特例投資家限定事業者は当該事業契約上の権利及び義務を速やかに譲渡すること。

三　次に掲げる者からの出資額の合計が特例事業者又は特定適格特例投資家限定事業者の出資総額の二分の一を超えないこと。

イ　特例対象不動産（令附則第七条第十七項第二号イに規定する特例対象不動産をいう。以下この号及び次号において同じ。）の譲渡人

ロ　特例対象不動産の譲渡人が法人の場合にあっては、その関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第八項に規定する関係会社をいう。ニにおいて同じ。）

ハ　特例対象不動産の譲渡人が個人の場合にあっては、その特別関係者（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の八第十一項に規定する特別の関係がある者をいう。）

ニ　特例事業者又は特定適格特例投資家限定事業者の関係会社

四　特例対象不動産が法附則第十一条第十二項第二号ニに規定する家屋及び同号ホに規定する土地である場合には、これらを同時に取得すること。

附　則

この告示は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十六号）の施行の日（平成二十五年十二月二十日）から施行する。

附　則　（平成二十九年国土交通省告示第千百十五号）

この告示は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十二月一日）から施行する。

附　則　（令和五年国土交通省告示第三百七号）

この告示は、令和五年四月一日から施行する。